

平成24年10月15日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**平成24年度税制改正・所得税**
— 退職所得関連 —◎**現行（平成24年12月31日まで）の退職所得の課税計算**

現在、退職金に対する所得税は特殊な場合を除き、次のように計算されます。

$\{(\text{退職金の総収入金額} - \text{「退職所得控除額*」}) \times 1 / 2\} \times \text{所得税率*}$

*「退職所得控除額」とは

- ・勤続年数（1年未満の端数は1年とみなす）20年以下…40万円×勤続年数（最低80万円）
- ・勤続年数20年超…70万円×勤続年数—600万円

なお、障害者になったため退職した場合は上記の金額に100万円が加算されます。

*適用する所得税率

退職金に対する税率は、他の所得は考慮せず、退職所得の金額（（退職金の総収入金額—「退職所得控除額*」）×1/2）のみに応じた所得税率が適用されます。…「分離課税」

なお、退職金の所得税は源泉徴収により納税され、原則確定申告は不要。

計算例）勤続25年退職金2500万円の場合

- ・退職所得控除額…70万円×25年—600万円=1150万円
- ・退職所得…（2500万円-1150万円）×1/2=675万円
- ・退職所得に対する所得税…675万円×20%—42万7500円=92万2500円

◎**平成25年1月1日からの改正**

①法人税法上の役員、②国会議員及び地方議員、③国家公務員及び地方公務員について、それらの職務の勤続年数が5年以下である者に対し、その勤続年数に対応する退職金等として支払れたものの所得税については次の計算となります。

なお、上記以外の退職金については、従来通りです。

（退職金の総収入金額—「退職所得控除額」）×所得税率（…1/2の軽減なし）

計算例）上記の法人役員等に対する勤続5年の退職金500万円の場合

①改正前なら

- ・退職所得控除額…40万円×5年=200万円
- ・退職所得…（500万円-200万円）×1/2=150万円
- ・退職所得に対する所得税…150万円×5%=7万5000円

②改正後

- ・退職所得控除額…200万円
- ・退職所得…500万円-200万円=300万円
- ・退職所得に対する所得税…300万円×10%—9万7500円=20万2500円